

福崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 18,767	千円 9,019,580	千円 105,278	千円 1,676,066	% 18.6	% 18.4

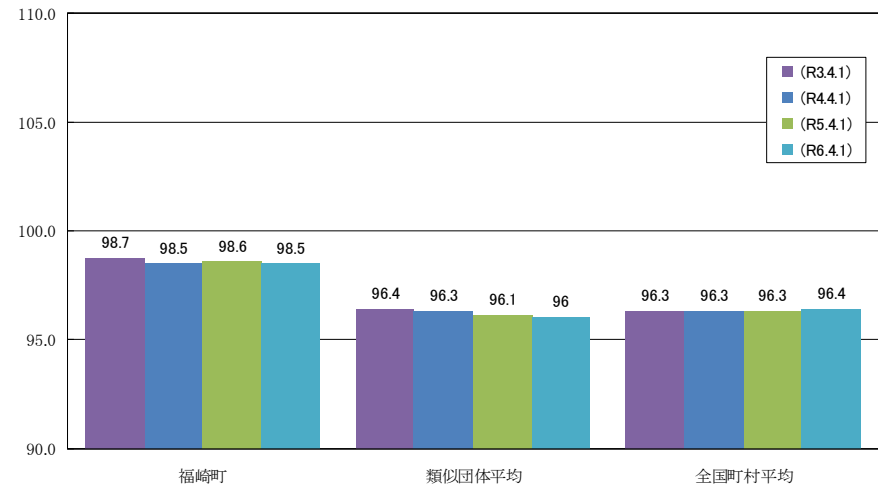
※令和2年度から会計年度任用職員も含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 131	千円 489,108	千円 99,740	千円 192,617	千円 781,465	千円 5,965	千円 5,794

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。
- ① 給料表の見直し
- 【実施 未実施】
- (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
- (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級12号給までに号給は引下げなし。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級、6級に号給を増設した。
- 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
- 技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
- ② その他の見直し内容
- 単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国比較ベース)
福崎町	42.8	歳	327,704	円	393,878	円	— 円
兵庫県	43.2	歳	324,400	円	420,253	円	376,521 円
国	42.1	歳	323,823	円	405,378		— 円
類似団体	42.8	歳	314,252	円	365,587	円	337,203 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間				参考
	平均年齢	平均経験年数	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額 (B)	A/B
福崎町	57.7 歳	32.5 年	2 人	352,900 円	400,118 円	— 円	—	—	—	—	—
うち運転員	* 歳	* 年	1 人	* 円	* 円	* 円	自家用乗用 自動車運転者	61.9 歳	— 年	232,600 円	—
兵庫県	57.4 歳	— 年	285 人	335,100 円	399,396 円	367,549 円	—	—	—	—	—
国	51.2 歳	— 年	1,829 人	288,144 円	330,553 円	— 円	—	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	— 年	6 人	290,694 円	312,234 円	300,691 円	—	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福崎町	—	—	—
うち運転員	* 円	3,307,700 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ケ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務していない）
3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「*」としている。（その他、すべて「—」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		福崎町	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	164,000 円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

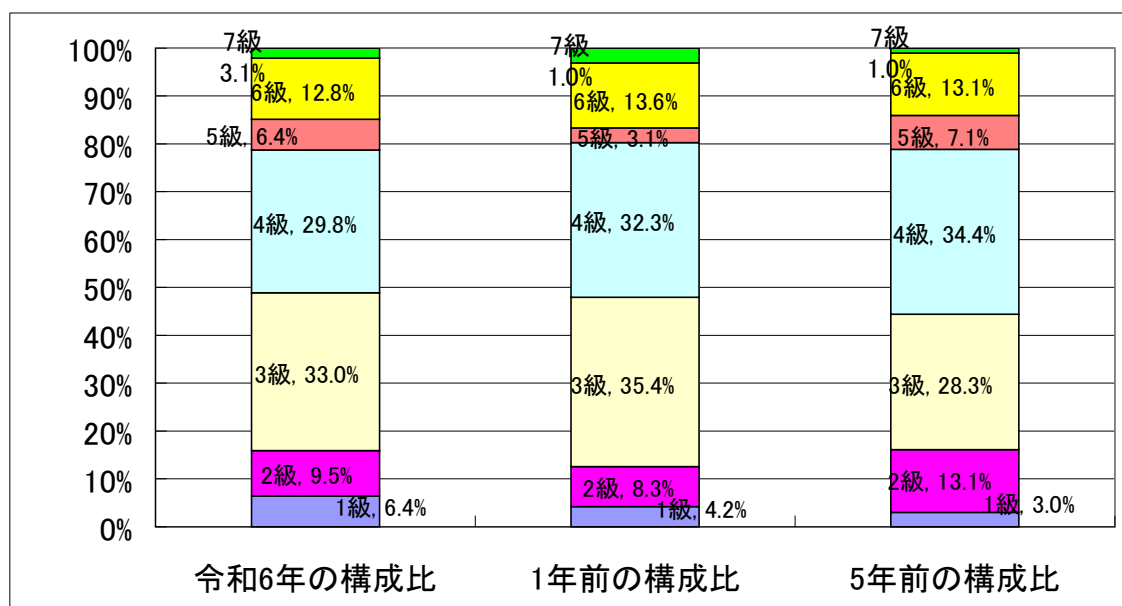
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,200 円	354,200 円	369,000 円	379,000 円
	高 校 卒	231,000 円	302,800 円	352,600 円	369,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

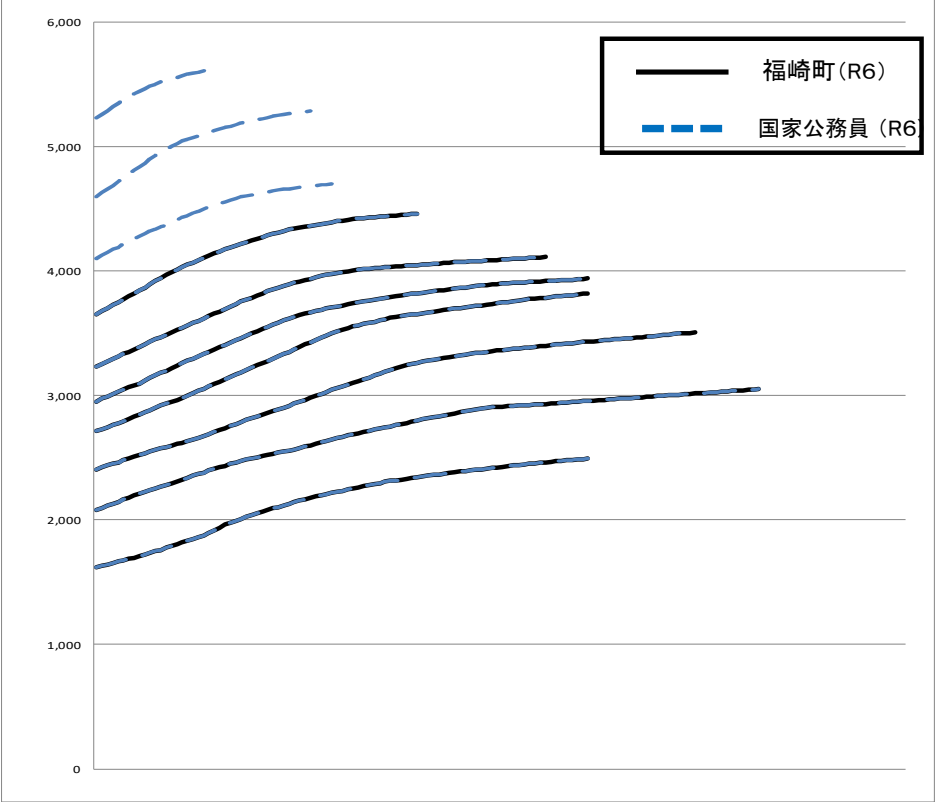
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	技監・町参事	2人	2.1%	365,500円	446,200円
6 級	課長・課参事	12人	12.8%	323,100円	411,300円
5 級	課長・課参事・副課長	6人	6.4%	295,400円	394,000円
4 級	課長補佐・係長	28人	29.8%	271,600円	382,000円
3 級	主査	31人	33.0%	240,900円	351,000円
2 級	主事	9人	9.5%	208,000円	305,200円
1 級	主事	6人	6.4%	162,100円	249,400円

- (注) 1 福崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年1月1日から、1級・2級を1級とし、3級を2級とし、4級・5級を3級とし、6級を4級とし、7級を5級とし、8級を6級とし、新たに7級を設けた新給料表に移行している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（福島市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	－	○	－	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

福島市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,470 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,769 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の区分のみ(一律)		－	○	－	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

福崎町					国				
(支給率)	自己都合	定年・勸奨			(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.2708	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.2708	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)					定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)				
1人当たり平均支給額	12,413	千円	111,716	千円	1人当たり平均支給額	－	千円	－	千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることした場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		13 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		2,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		3.9 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の作業に係る場合支給	一般職員	13千円	日額1,000円

(注) 平成23年度から衛生業務手当、特殊現場作業手当、運転業務手当を廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	46,928 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	419 千円
支給実績(令和4年度決算)	46,291 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	417 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	10,961 千円	219,220 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額28,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	異なる	自宅は支給なし	6,159 千円	100,967 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	異なる	交通用具使用者上限31,600円	16,980 千円	142,689 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	異なる	職責に応じた額49,600円～88,500円/月	18,082 千円	753,417 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給料月額等		
給 料	町 長	830,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
	副 町 長	673,000 円	840,000 円／	624,600 円	
		() 円	683,000 円／	550,000 円	
報 酬	議 長	370,000 円	381,000 円／	273,000 円	
	副 議 長	280,000 円	317,000 円／	221,000 円	
	議 員	255,000 円	299,000 円／	203,000 円	
		() 円			
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)			
	副 町 長	4.45	月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	4.45	月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	給料×勤続期間(月)×40/100	1,593 万円	任期毎	
	副 町 長	給料×勤続期間(月)×24/100	775 万円	任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

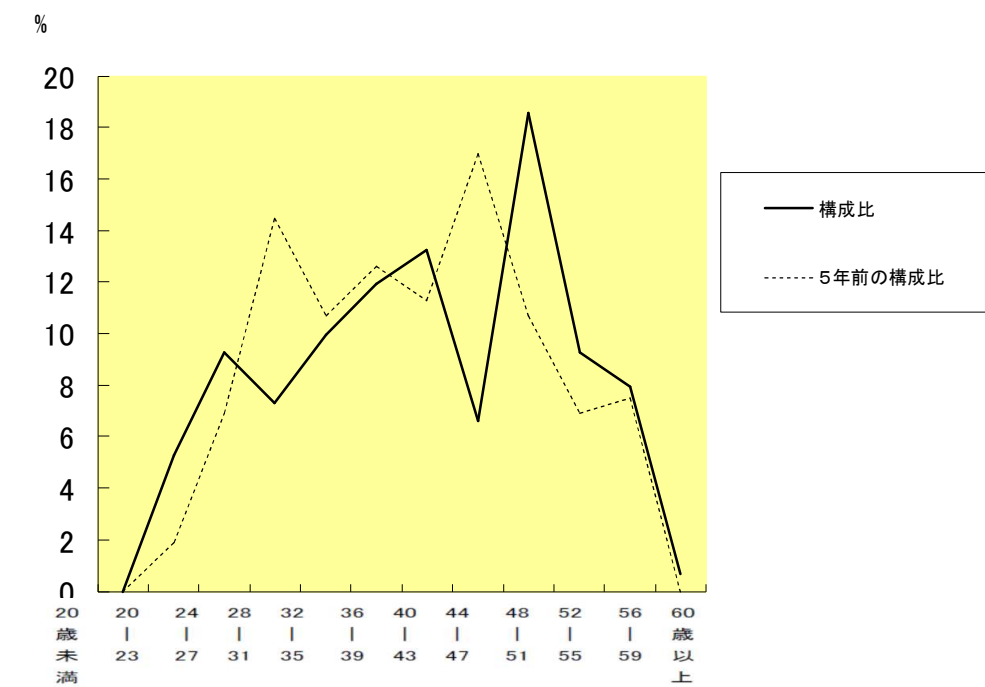
(各年4月1日現在)

（令和4年1月現在）

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	派遣職員の減 欠員補充、保育事業の充実 正規職員を再任用職員に変更 農林事業の充実
		総 務	33	31	△ 2	
		税 務	7	7	0	
		民 生	40	43	3	
		衛 生	10	9	△ 1	
		農 林 水 産	10	11	1	
		商 工	3	3	0	
		土 木	12	12	0	
		計	118	119	1	（参考） 人口1万人当たり職員数 63.41 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 80.86 人）
		教 育 部 門	13	13	0	
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	131	132	1	（参考） 人口1万人当たり職員数 70.34 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 100.34 人）	
公営企業会計等部門	水 道	4	4	0	正規職員を臨時職員に変更	
	下 水 道	7	6	△ 1		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	20	19	△ 1		
合 計			151	151	0	（参考） 人口1万人当たり職員数 80.46 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 8	人 14	人 11	人 15	人 18	人 20	人 10	人 28	人 14	人 12	人 1	人 151

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	133	121	122	120	118	119	△ 14 (△ 10.5 %)
教育	22	14	15	13	13	13	△ 9 (△ 40.9 %)
普通会計	155	135	137	133	131	132	△ 23 (△ 14.8 %)
公営企業等会計	22	21	20	21	20	19	△ 3 (△ 13.6 %)
総合計	177	156	157	154	151	151	△ 26 (△ 14.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
令和 5年度	千円 371,467	千円 7,533	千円 32,819	% 8.8	% 8.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 5年度	4	18,375	2,007	7,029	27,411	6,853	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
福崎町	43.5 歳	345,775 円	495,993 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

福崎町水道事業				福崎町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和5年度）				1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,343		千円		1,470		千円	
（令和5年度支給割合）				（令和5年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
（ 1.375 ） 月分		（ 0.975 ） 月分		（ 1.375 ） 月分		（ 0.975 ） 月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～10%				・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

福崎町水道事業				福崎町（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
(2%～45%加算)				(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	12,413 千円	111,716 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,366 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	455 千円
支給実績(令和4年度決算)	901 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	225 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	72 千円	71,500 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額28,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	336 千円	336,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	228 千円	76,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,400円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 38,523	千円 4,171	千円 8,003	% 20.8	% 19.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 1	千円 3,917	千円 1,099	千円 1,590	千円 6,606	千円 6,606

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,405

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職
を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
福崎町	45.5 歳	328,800 円	492,880 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

福崎町工業用水道事業	福崎町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,590 千円	1,470 千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分
(1.375) 月分 (0.975) 月分	(1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～10%	・役職加算 5～10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

福崎町工業用水道事業	福崎町(一般行政職)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置	定年前早期退職特例措置
(2%～45%加算)	(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 12,413 千円 111,716 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	647 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	647 千円
支給実績(令和4年度決算)	667 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	667 千円

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	20 千円	19,500 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額28,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	336 千円	336,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	96 千円	96,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	0 千円	0 円

(3) 下水道事業
 ① 職員給与費の状況
 ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 971,046	千円 △ 30,235	千円 57,732	% 5.9	% 9.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	人 8	千円 32,997	千円 3,824	千円 11,648	千円 48,469	千円 6,059

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職
 を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
福崎町	46.9 歳	297,114 円	435,346 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ア 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

福崎町下水道事業				福崎町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,339		千円		1,470		千円	
(令和5年度決算)				(令和5年度決算)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～10%				・役職加算 5～10%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

福崎町下水道事業				福崎町(一般行政職)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
(2%～45%加算)				(2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	12,413 千円	111,716 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によること退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
全域	0 %	0 人	0 %	

(注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	0.0 %

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,230 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	176 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,242 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	177 千円

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円。16～22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	—	1,038 千円	259,500 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額28,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	—	120 千円	30,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1か月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500～35,000円	同じ	—	570 千円	81,429 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	—	828 千円	828,036 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,400円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000円＋加算額	同じ	—	0 千円	0 円